

会報

いしかわ

1994.2. No.13



門前総持寺の修業僧



石川県行政書士会

目 次

知事あいさつ.....	1
会長あいさつ.....	1
会 務 報 告.....	2
研修会報告.....	3
各部の活動状況.....	4
支部だより.....	6
業務資料	
「商法の一部を改正する法律」の施行について	
企画・法規部長　　山 岸　　清.....	7
意見箱のコーナー.....	9
広報部だより.....	14
会 務 日 誌.....	14
会員の動き.....	15
事務局からのお知らせ.....	15
編 集 後 記.....	15

会報いしかわ

年頭のあいさつ

石川県知事 中西陽一



新春を迎えるに当たり、会員の皆様方のご健勝を心からお慶び申し上げます。

行政書士制度は、昭和26年に行政書士法が制定されて以来、今日まで40年余の間に制度の充実・発展を遂げてきたわけですが、この間で行政書士は、住民の身近な相談相手として地域にしっかりと定着した存在となっているところであります。

これも、石川県行政書士会並びに会員の皆様方が、熱意を傾けてその業務に精励され、住民と行政との橋渡し役としての役割を果たしてこられた賜物と、心から敬意を表する次第であります。

御承知のとおり、社会の高齢化、情報化、国際化が一層進展する中で、住民の価値観は、ますます多様化しております。

石川県におきましては、目前に迫った21世紀に向けて、ゆとりと豊かさを実感できる活力ある社会の建設をめざし、県勢のより一層の発展のため各種施策を推進しているところでありますが、施策の立案・実施に当たっては、住民の要望を的確に把握し、いかに施策に反映させていくかが重要であります。

こうした状況の中にあって、官公署に提出する書類の作成や相談等の業務を通じ、住民の権利義務に深く関わる皆様方の役割は、今後ますます重要性を増していくと考えられます。

皆様方が今後ともその職責の重さと業務の公共性を十分認識されるとともに、社会の進展に対応した業務の改善に努められ、より一層御活躍されることを期待しております。

最後に、会員の皆様方の御多幸と石川県行政書士会のますますの御発展を祈念いたしまして、年頭のあいさつといたします。

年頭にあたって

会長 山岸吉雄



平成6年の希望に満ちた素晴らしい新春を迎えるにあたり、謹んで新春のご挨拶を申し上げ

ます。

旧年中はなにかと会の運営にたいして会員各位のご指導ご協力によって、大変立派な実りのある成果を挙げさせていただいたことについて、心から深く感謝申し上げます。どうぞ本年も行政書士制度の発展のために、変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げます。また、私たち役職員も力を合わせて会の発展のために全力をあげて頑張る所存でありますので、その決意を述べさせていただきます。

私も、皆様ご承知のとおり、日行連において道路運送車両法反対対策特別委員会の委員長を仰せつかっており、日行連及び石川会についての職責を達成するため心血を注ぎ、会員各位に応えていく決意を重ねて申し上げますとともに、会のますますの発展と、会員各位のご多幸を念じ年頭のご挨拶といたします。

会 務 報 告

○第 2 回理事会

昨年 9 月 8 日午後 1 時 30 分から石川県行政書士会会議室において第 2 回理事会が開催され、この間の各部：各支部の活動状況や今後の事業計画、また報酬額表の変更に伴う「業務報酬額標準取扱要領」の改訂等々が活発に討議されました。なお、決定内容は次のとおりです。

- 1 行政書士制度強調月間の取組みについて
 - (1) 監察部を中心とした全会で取組む。
 - (2) 「行政書士110番」電話無料相談を10月 4・5・6 日の 3 日間行う。
 - (3) 各支部が行う「許認可手続き無料相談会」への援助を続け、各地区の行政書士への宣伝の場とする。
 - (4) 昨年に引き続き新聞一面の宣伝広告を掲載し、各会員にその協力掲載を依頼する。

- 2 報酬額表の変更に伴う「業務報酬額標準取扱要領」の改訂について
 - (1) 急ぎ改訂版を発行し、各会員に送付す

る。

- (2) 改訂版の発行に際し、北陸三県の行政書士会がその用語解釈や運用を一致させるべきとし、その協議を行う。
- 3 経営事項審査申請研修会開催について
・能登・金沢・加賀の各地区へ講師を派遣し、きめの細かい研修会を開催する。

○第 3 回理事会

総会後半年が経過し NHK や MRO テレビで「行政書士」について報道され、また「行政書士110番」電話無料相談では 3 日間とも電話の休む暇が無いくらい多くの相談が寄せられました。（この様に活発な事業推進のさなかの 12 月 17 日 山代温泉 ホテルききょう会議室において第 3 回理事会が開催されました。）討議内容は各支部・各部会の事業活動報告と今後の事業計画、また行政書士法違反業務を行っていると思われる団体に対する対策について ありました。なお、討議・決定内容は次のとおりです。

- 1 行政書士制度強調月間の報告
・成果と今後の課題を討議
- 2 H 協組が行政書士法違反業務を行ってお

り、会員の職域をも侵害していることの事例が報告された。ついで討議したところ、当該団体のみの問題ではないので、特別委員会を設置しその場で研究し対策を立てることとなった。

- 3 会報「いしかわ」発行について
 - ・第13号を2月中旬までに発行する。
- 4 産業廃棄物処理業許可申請研修会の開催について
 - ・石川県環境部の関係講師と各種打合せ中だが2月～3月中に開催の予定

○特別委員会開催さる。

第3回理事会において設置が決定された「特別委員会」の第1回委員会がまだとそ気分の抜け切らない1月7日午後4時から石川県行政書士会会議室で開催されました。

まず、総務担当者から「特別委員会」設置の経緯説明があり引き続き塙田副会長が特別委員会委員長となりさっそく議案を審議しました。また名称は「行政書士法違反業務対策委員会」となり、討議内容は次のとおりです。

1. 行政書士法違反業務団体に対する行政書士会の対策についての調査
2. 同団体の他県姉妹団体に対する行政書士会の対策についての調査
3. 石川県における同団体に対する当行政書士会の基本的対応について
4. 具体的対策と当面の諸行動について
5. その他の行政書士法違反業務団体に対する今後の基本的対応について

なお、早速愛知県・岐阜県行政書士会の同問題対策についての調査活動を開始しました。

研修会報告

平成5年度行政書士全国研修会 に参加して

副会長 塙田 外一

平成5年度行政書士全国研修会が10月13日～10月15日の3日間、行政書士会館で開催されました。私の参加した研修会は第2日目だけでしたが午前10時から午後4時迄充実した内容で行われました。

第1限は改正商法（法務局民事部）第2限は酒類販売免許手続（国税庁課税部）第3限は事業協同組合の設立（通商産業省中小企業庁）で各々の専門の担当官がテキストを通して説明が行われ、我々行政書士としての専門的な知識を得るのに参加してよかったですと喜んでおります。石川県行政書士会としてこの種の研修会を企画されたときは、よろこんで参加したいと思っております。

行政書士全国研修会(後期)報告

公報部長 藤井 國穂

研修会は、日行連の会館において11月17、18日の2日間の日程で開催されました。

初日は、午後1時の開講式に引き続き次の研修項目につき、法務省の職員の方から講義を受けました。

① 入国管理行政の概要

1) 出入国管理の行政の現状

2) 出入国管理の仕組み等

② 出入国管理及び難民認定法

③ 入管関係手続と行政書士

10年前と現在では、出入国者の総数が比較にならないほど急増しており、平成4年度だけで年間約1,600万人の出入国者を数え、そ

の管理を2,000人程度の職員で対応しているそうです。そのため、不法在留者や偽装難民等の諸問題の解決に苦慮していると聞きました。

2日目の日程は次の事項でした。

- ④ 入国・在留の実務
- ⑤ 外国人登録法について

現在、わが国に登録している外国人は、約130万人。日本の人口のほぼ1%を占めていると言えます。外国人登録法の目的は、在留外国人に関する諸般の行政に利用するための国のレベルの資料作りにあるという。

紙面の都合で詳細に報告することはできませんが、1日目の講義終了後に開催された懇親会では、全国から出席された会員の方々と情報交換ができとても有意義な研修会であったと思います。

全国農林建設担当者協議会に出席して

理事 酒 谷 信 翔

10月28日の会議に出席してみて、全国の担当者から出された意見の中で、最も多く、また切実であったのは、次の許可申請に対する官庁の行政指導の問題点でした。

- ①硬直化して融通性がない。
- ②論理的に考えて矛盾した行政指導がなされる。
- ③矛合なしに、いきなり行政指導の内容が大きく変わることがある。(一貫性がない)
- ④縦割行政で、他の関係法規との整合性がとれず、具体的な事件にあてはめた場合身動きがとれなくなるケースがある。
- ⑤手続は簡単になることはなく、年を経るに従って次第に細かく、繁雑になって行く。
以上の問題点のために、非常にむだな労力

が使われているという訳です。私が考えるにこれは官庁の担当者一人一人の資質の問題というより、官庁の組織自体に問題があるよう思います。担当者が、法律や常識だけで判断できないようになっており、その官庁独特的伝統や論理がまかり通ってしまうのです。我々と官庁が手続に関して話し合いをして、意見が対立した場合、どんな解決方法があるでしょうか。私は、「オンブズマン制度」を、導入すべきではないかと考えます。オンブズマン制度とは、判断能力の優れた、その問題に関しては素人の数人の人(事件によってはある程度知識のある人もいれる)に、裁定を頼む制度であります。上位下達式に、官の意見に対して民は無条件に従うという時代は過ぎたと思います。

特定のある事件に関して、細かい所のつめをする場合ではなく、開発許可なら開発許可の様々な局面での行政指導の基本を定める場合に、行政指導する側はされる側と、オンブズマン(勿論利害関係のない人)の意見を聞きながらやって行くのがよいと思います。

規制緩和の流れと、行政手続法は今後ますます行政指導を変えて行くと思いますが、その中にオンブズマン制度も盛り込んではどうでしょうか。

各部の活動状況

行政手続の改正と規制緩和

総務部長 茅野 勇平

明けましておめでとうございます。

本年も縁の下の力持ちに徹し、会員諸先生の一助になるべく頑張りますので、ご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、行政手続法が制定され、本年10月から施行されますことはご承知のことと存じます。又、行政改革における規制緩和政策においても、現況の社会情勢並びに経済状況に鑑み、喫緊の要務となっております。これらは、行政書士の業務に直接影響を及ぼすばかりか、国民生活の根幹にも影響する施策といえます。言うまでもありませんが我々行政書士は、国民の権利を擁護し、義務の履行に寄与することが使命であります。従って、国民に対する行政書士の使命をまとうするためにも「今、何が起ころうとしているのか。又、何をしなければならないのか、何を要求されているのか」ということを正確に把握し、且つ、的確に対応する必要に迫られております。については、先の法改正並びに規制の緩和に関する調査研究が急務と考えますので「行政手続法・規制緩和政策研究会」を設置し、真剣にこの問題に取り組まなければ、我々行政書士の輝かしい未来はないと思料し、同研究会の早期設置を提言します。

業務指導部の活動について

業務指導部長 浜井 豊

本年度は、建設業関連業務に狙いを定め、昨年7月31日金沢勤労者プラザにおいて研修会を開催しました。開催日が土曜日であったこと、また、補助者も受講対象者に加えたことが功を奏してか、67名もの参加があり、会員各位の研鑽意欲が強く感じられました。そこで、10月には七尾、金沢、小松の三会場に分散して経営事項審査手続きについての研修会を重ね、この分野での会員相互の情報交換並びにグループ研究の基礎固めと致しました。

また、連合会主催の各分野における担当者

協議会や研修会に積極的に会員を派遣しました。

多岐にわたる行政書士業務は、一人の会員がその全部について精通することは極めて困難であり、行政書士職能集団の総体の力で国民のニーズに応えるほかないと考えられるからです。

本県としては、各分野におけるエキスパートが養成され、その能力が広く会員に還元されることを期待しています。

全国監察担当者協議会に出席して

監察部長 北岸 正彦

「行政書士はどんな仕事をするのですか」私たち行政書士自身が時々耳にする言葉であります。この言葉からは、私たちが声を大にして叫んでも届かない、どうしようもないもどかしさを感じます。

昨年の全国監察担当者協議会で、次のことがクローズアップされていますので紹介します。

(1) 行政書士の業務内容について、理解度・認識度が低いため、どんなことをするのか分かりにくい。

(2) 所在地について、存在感が薄いため、どこにいるのか分かりにくい。

(3) 個人的な側面から見ると、親近感が薄いため、どういう人なのか分かりにくい。

以上の三点は、行政書士会としての取り組みも大事であるが、個々の事務所において努力すべき重要課題ではないかと思う。何故ならば、利用者側は行政書士に対し依存度が希薄化し、行政書士側は非行政書士に業務を侵害されることになるからだ。

さあ！ 今日も頑張るぞ！

支部だより

◎輪島支部

平成 5 年 10 月日本行政書士会連合会並びに石川県行政書士会の基本方針に基づき、行政書士制度の普及、非行政書士の排除及び職域の確保、拡大を図るため次のとおり実施した。

1 支部会員名簿の作成配付

2 ポスターの配付

3 官公庁に対し、文書による行政書士法の周知と窓口規制の以来（会員名簿、ポスターを同封し掲示方を依頼）

◎依頼文書発送先

市町村役場（関係課）・農業委員会・県
保健所・県土木事務所・警察署 計 26 通

4 自動車販売業者に対し、文書による行政書士法の周知と協力依頼（会員名簿、ポスターを同封し掲示方依頼） 計 76 通

5 無料相談所の開設（輪島市文化会館）

◎金沢支部

◎許認可手続き無料相談会の実施

10 月 4 日に無料相談会を開催しました。会場の都合がつかず急きょ本会会議室を会場として設定しました。相談に訪れた人数は、昨年より減少しましたが、来年も、実施する予定です。

◎官公署への窓口規制依頼の実施

金沢市、農業委員会、土木事務所、警察署等の役所を訪れ、行政書士制度について説明し、申請書類の受理については、作成者の資格の有無について確認していただくよう要請しました。

◎経営事項審査行政書士専用の集合審査日の

設定

昨年同様 12 月 22 日、1 月 6 日の 2 日間を行政書士専用の集合審査日として設定しました。会員の方々からも好評をいただきました。さらに、来年度は、経営事項審査無料相談会の実施も計画しています。特に、工事の関係は 7、8 年度の指名願の年でもあり、それも含めて相談に当たりたいと思います。

◎小松支部

あけましておめでとうございます。

小松支部では、昨年より始まった「渉外業務研究会」も開催回数 5 回を重ね、現在のところ、国籍法のアウトラインの勉強会を終え、第 6 回からは入管法に入るところです。メンバー一同ますます熱が入ってきており、興味のある支部会員にはどんどんメンバーに入ってもらい、一緒にやっていきたいと思います。

昨年 10 月の行政書士制度強調月間では、支部長、副支部長、会計幹事の 3 人が、小松市役所をはじめ、寺井町、根上町、川北町、辰口町の各役場、小松土木事務所、小松保健所等の関係各庁を訪問し、趣旨の徹底について協力要請してきました。また 1 日の無料相談も支部役員が交替で詰め、相談依頼に応じました。相談件数は少なかったのですが内容としては相続に関するものが多く、遺言や相続税についての相談などがありました。

本年 1 月 21 日には、粟津温泉にて支部新年会が開催され、多数の会員が参加して、懇親を深めることができました。

今年も、支部執行部では支部会員のご期待に沿えるよう努力していきたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願ひいたします。

☆ 業務資料

「商法等の一部を改正する法律」の施行について

企画・法規部長 山岸 清

みだしの法律が、平成5年6月14日法律第62号をもって公布され、同年10月1日施行されました。会員の皆様の参考にと考え、その主要改正点を次に列記します。

なお、同時に「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第63号）」が公布、施行になっております。

主要改正点

1. 株主による会社の業務執行に対する監督是正機能の強化

(1) 株主の代表訴訟の訴訟の目的価格を、財産権上の請求以外の請求とみなし、95万円としたこと（改正商法267条4項）。

注① 民訴費用法4条2項の規定が適用され、代表訴訟の請求額が95万円を下回るときであっても、その訴額は95万円とみなされる。

② 訴訟提起の手数料は、一律8,200円となる（民訴費用法3条1項）。

(2) 株主の代表訴訟に勝訴した株主は、会社に対し、その訴訟のために支出した費用の支払を請求することができることとなったこと（同法268条ノ2第1項）。

注① 代表訴訟を提起した株主が勝訴した場合、その訴訟を行うに必要な費用で訴訟費用以外の支出をしたときは、会社に対し、その費用の額の範囲内において相当額の支払を請求できる。

② 訴訟費用は、民訴法89条により、敗訴の当事者の負担とされており、請求額から除かれる。

③ この費用の支払請求権は、一般の債権と同様、10年の消滅時効にかかる（民法166条）。

(3) 株主の帳簿閲覧権の持株要件を発行済株式の総数の100分の3以上（改正前は、10分の1以上）の株式を有する株主に改正したこと（同法293条ノ6第1項）。

注① 100分の3以上の株式を有する株主の要件は、株主が単独でこれを満たす必要はなく、複数の株主がその所有株式を合算してこの要件を満たすこともできる。

② 帳簿閲覧権の対象会計帳簿及び書類については改正がなく、従来の解釈がそのまま維持された。

◎会計帳簿= 一定の時期における会社の営業上の財産及びその価額並びに取引その他営業上の財産に影響を及ぼす事項を記載した帳簿（総勘定元

帳、日記帳、仕訳帳、補助簿等)

◎会計書類= 会計帳簿作成の材料となった書類その他

2. 株式会社の監査機能の強化

- (1) 監査役の任期が 3 年に伸長されたこと (同法273条 1 項)。

注① 取締役の任期と異なり、定款をもってしても、延長、短縮はできない。

したがって、取締役と監査役の選任時期がずれることとなる。

② 監査役の任期に関する経過措置 (附則第 4 条) 「この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役でこの法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。」とされており、改正法の適用の基準となる時期は、改正法施行後最初に到来する決算期であり、定時総会の時ではない。)

- (2) 大会社の監査役が 3 人以上に増員されたこと (改正商法特例法18条 1 項)。

注 大会社= 資本金 5 億円以上又は負債合計金額200億円以上の株式会社 (商法特例法 2 条)

- (3) 大会社に社外監査役制度制度を導入したこと (改正商法特例法18条 1 項)。

注 監査役のうち 1 人以上が、その就任の前 5 年間会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人でなかった者でなければならない。

- (4) 大会社に監査役会を法制化したこと (同法18条の 2 第 1 項)。

3. 社債制度の改善

- (1) 社債発行限度規制を廃止したこと (改正商法297条)。

- (2) 発行会社に社債管理会社の設置を原則として義務付けたこと (同条)。社債管理会社は、銀行、信託会社等としたこと (同法297条ノ 2)。

- (3) 社債管理会社は、社債権者のために、社債の償還請求、社債権の保全等をするほか、社債権者集会の決議に基づいて、発行会社と和解等をする権限を有するとともに、社債権者に対し、公平誠実義務及び善管注意義務を負い、また、一定の場合に損害賠償責任を負うこととしたこと (同法297条ノ 3、309条、309条ノ 2、311条ノ 2)。

- (4) 社債権者集会における書面による議決権の行使及び議決権の不統一行使を認めるとともに、社債権者集会の決議の方法を原則として普通決議としたこと (同法321条ノ 2、324条、329条)。

- (5) 商法の社債制度の改正に伴い、担保附社債信託法についても所要の改正がなされたこと。

以上

意見箱のコーナー

部長として思うこと

七尾支部長 太田 勉

会員があつての支部であり、支部は会員の為に何かをしなければならない。しかしながら、支部長としては日が浅い。だから何をしてよいか分からぬ。先代支部長に教わって手探り状態である。強調月間の活動後、すぐに業務研修会を開いて会員の職域拡大の意識を盛り上げることを先ずやろうかと。

とともにかくにも、行政書士のPR、職域の拡大を目指し、支部の活動の方向を定め今後の指針にしようと思っている。そして支部長になって思うことがある・・・行政書士とは何だろうと、私は世間に向かって自分の姿を写してみる。また自分のなした業務を通してその「はねかえり」を見る。たまには単なる便利屋という代書人であるかも知れないが、社会の素直な要望で行政書士を必要としてすることは間違いない。業務を完了し、その結果、依頼者に感謝されて信頼関係が生まれる。感謝されなければ行政書士でないと思っている。感謝されなければその原因をつぶさに点検し考えて反省する。依頼者との間においてこのくりかえしが「行政書士とは何ぞや」という答えであるような気がする。

これが自分で出来る行政書士のPRであり、これを怠りなく続けてこそ、確実に職域の拡大につながると私は思っている。

登記所のハイテク化

七尾支部 大星 正嗣

行政書士業務の関連で登記所の窓口に行かれる方もあると思いますが、松任出張所につ

づいて今年2月14日から金沢地方法務局の事務取扱いがコンピューター化されました。

登記簿の謄抄本がなくなり登記事項証明書となります。そして登記簿の閲覧制度も廃止となり、それにかわって登記事項要約書が発行されます。全庁登記簿のコンピューター化は時間の問題です。そして次に来るものが公図、地図、測量図等の数値化です。もうすでにそれらの自動読取機が開発され、数値地図情報システムが確立されつつあります。最近公図の閲覧が有料化されたのもこれらの財源の一部とするためなのです。

そしてもう一つ付加えるならば登記基準点測量が公共座標値からGPS測量にかわりつつある事です。高度2万mの人工衛星から発信する信号を地上で受信し、解析センターで数値に変換し我々ユーザーが使用する事となるのですが、建設省では、すでに全国GPS固定観測整備計画を進めており、もう夢物語ではなくなっています。

このハイテクの波にのまれる事なく、しっかり自己研鑽にはげみ士業としての自覚をもって対処しなければ……そう思っている今日このごろです。

真向法

七尾支部 袋井 辰雄

162cm、46kg、健康保持ぎりぎりの線を上下しながら昨年喜寿を迎えた。時折新聞に広告される健康法=真向法をはじめてから6年、5ヶ年計画が1年のびてようやく達成出来るようになった。然し油断は禁物、2・3日怠けるとたちまち退転する。

この前の東京都知事選挙の際、鈴木候補がこれの一端を誇示し支持者を魅了したこと

皆さんのが知っているところ。私もこれにより頭寒足熱という理想の体調を初めて体験した。外部からの保温も効果が上がらなかった手足の冷えは楽になり夜は熟睡出来、腰まわりの筋肉は柔軟になって正座も歩行も楽しい。股間の一物も余った力を見逃さない。

運動不足になりがちな書士の諸賢、一度試みられては。たとえだまされて損をしたとしても晩酌にも値せぬほどのもの。以上が老残の話しておきたい龍の巻。虎の巻はしばらく秘して袂のなかにおく。

「申請書の提出時に町内会長の同意書の添付等を要求し、添付しないと受け付けてくれない」ことに関する問題点について

七尾支部 塩田 義一

一、A市の窓口では、すべての業務について、住民に対して①相談にいくと町内会長の了解をとってきたか、もしどってこなければ相談にのれない。②各種の申請書を提出する際に町内会長の同意書の添付を要求し、添付しないと申請書を受け付けてくれない。

しかし、B市及びC市ではこれらに関する同意書の添付を特定の場合のみ要求することもある。例えば、県の農政課の「農業関係事務処理要綱」に基づく用水路等に限定している。

そこで、これらの問題点について考えてみたい。

(一) 従前の町内会長、部落会及び連合会(以下「町内会」という)については、昭和15年の「内務省訓令17号及び同17年の「大政翼賛会の機能刷新に関する閣議決定」により法的根拠を有したが、終戦後、同22年1月連

合国総司令部は、この制度が好ましくないということで日本政府に命令し、従前町内会長が行っていた行政事務は市、町、区、村に移管し、町内会が廃止されこれによって法的根拠がなくなった。(自治用語辞典732頁参照)

(二) その後、「憲法」「自治法」が制定されたが町内会に関する規定が行われていない。また、他の法律においても同様に規定されていない。

(三) 現在の町内会、自治会等を結成し、日常生活のレベルにおいて住民相互の連絡等地域的共同活動を行っているが、これはあくまでも住民の自治組織として自然発生的に結成されたものであり、法的根拠のない任意団体すなわち権利能力なき社団と位置付けられている。

また、自治法改正前(平成3年4月以前をいう)の町内会、自治会等の行っている業務(榜揚告示発行の「暮らしの事典」の「4 地域社会」の行事で「町内会」「自治会」等に記述されている業務をいう(同書448~449頁参照))は、平成3年4月改正による自治法第260条の2に規定する認可を受けた団体「地縁団体」について同4年7月1日現在で調査した「認可地縁団体の活動目的」(月刊日本行政1993年6月号19頁の「図2」参照)とほぼ同様となっている。

(四) 自治法第260条の第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならないと規定している(同条第6項)。また、認可を行った地縁団体は民法の規定が準用され権利能力のある社団(法人)としての地位が付与されることになっている。

(五) 地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて公共事業、団体委任事務について条例を規定することができる。(自治法14-1)ここでいう法令とは、法律はもちろん、政令、府省令等の命令も含んでいる。また、条例は法律に違反することができないから、違反すればその限度において無効となる。なお、市町村の条例は、都道府県の条例に違反してはならないので、違反すればその限度で市町村の条例は無効となる。

(六) 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいてその権限に属する事務に關し規則を制定することができる。(自治法15)また、規則制定権の範囲は、①法令に違反しないものであること。②地方公共団体の長の権限に属する事務に関すること。③他の執行機関の権限に属しないものであること等となっている。

(七) 国家公務員で退職共済年金を受けている者の「身上報告書」の住民票記載事項証明書について、国家公務員等共済組合法第141条に「市町村長(以下省略)」と規定しており、町内会長、区長、民生委員の証明は無効として取り扱っている。また、政府管掌の国民年金等の「年金受給者現況届」についても同様に取り扱われている。これは、町内会長、区長、民生委員に証明事務を法律で委任していないためである。

(八) 昭和62年11月、竹下総理大臣が行政改革の一貫として心の豊かさが感じられる行政サービスを提供し、行政に対する国民の信頼を高めることは極めて重要である。このためには、行政機関や特殊法人において、国民と接触する職員一人一人に行政サービスの向上に対する意識を徹底し、国民の声に耳を傾け

ながら仕事のやり方を総点検し、「①国民の立場に立った親切な行政②真心のこもった行政」を実現することを考え、「さわやか行政サービス運動」を全国的に展開するよう、当時の総務庁長官に指示し、総務庁行政監察局が本運動の実施要綱をとりまとめ昭和63年1月26日「さわやか行政サービス運動について」の閣議決定をした。この閣議決定の内容で改善運動の対象とする行政サービスは、①各種の窓口サービス②道路、病院等の公共施設利用サービス③その他国民と接触する公務サービス全般としている。また、地方公共団体に対しても国に準じて実施するよう要請している。(新時代の行政監察「さわやか行政サービス運動」(101~108頁参照)。したがって、A市の標記の住民に対する町内会長の同意書の要求はこれらの主旨に反するとともに行政改革の改善の精神に逆行するものと思われる。

(九) 総務庁が実施した行政監察の改善事例及び地方監察の改善事例の二例をあげると次のとおりである。(新時代の行政監察「資料1」~「資料6」217~288頁参照)

①農地転用届出の添付書類の簡素化(新時代の行政監察140~141頁参照)

農業委員会に市街化区域内の農地転用届出書を提出したところ法定外の添付書類の提出を求めている。これについて九州管区行政監察局ではこの法定外の添付書類の簡素化を図るためにこの添付書類の提出の廃止等の改善を求めている。

②建築確認申請手続に関する地方監察(昭和58.6~9、三重局実施、新時代の行政監察263頁参照)

建築確認申請書の申請時に地方自治会長の

同意書の添付を要求し、添付しない申請を受け付けてくれない。これについて、同意書添付の廃止等の改善措置が講ぜられている

二、以上の問題点から考察すると、(一)町内会長等については法令等に特に定めていない、また、自治法260条の2第6項で認可を受けた地縁団体を公共団体、その他の行政組織として認めない。(二)町内会長等に対する地方公共団体又は地方公共団体の長からの委任規定の法的根拠がない。(三)町内会の活動目的には町内会長の各種申請書の同意書の作成する事項が見当たらない。ただし、「その他」の内訳は不明である。(四)総務庁の行政監察等の改善事例で「町内会長が作成する同意書の廃止の事例」がある。(五)県又は市町村の条例又は規則の制定は法令に違反することができない。仮に違反した場合はその部分が無効となる。(六)以上のことから町内会長に許認可申請書に町内会長の同意書の添付を要求することが誤っているものと思われる。すなわち、法的根拠が見当らない。ただし、法的根拠について課題があるとしても石川県農政課の「農業関係事務処理要綱」により用廃水路等に関する事項で生産組合長又は町内会長の同意書を求めている。すなわち、これが正しいものとすればこれのみに限定すべきであると思われる。

諸先生方にはこの問題についてご意見及びご指導をいただければ光栄に存じます。

法改正に思う

七尾支部 太田 則武

行政手続法制定に伴い、行政書士法を改正して、行政手続ができるようにしたいと誰もが願っていると思います。

包括的に導入しようとすれば、任意規定(第1条の2)になる可能性が高いけれども、都道府県とその出先機関を対象にすれば、第1条にもってこられる可能性があります。

後者を選択する理由は、知事と自治大臣の資格であるから、国の行政機関に対して書類作成以上の独占業務は望めないこと。都道府県とその出先機関に対しては、全国知事会議等で全会一致の賛成が得られるならば、国会の成立は難しくないばかりでなく、所管の業務については非行政書士の職域侵害に協力が求めやすいことが考えられるからです。

これまで第1条の改正案がいろいろと出されました、どれも包括的にしようとして失敗しています。第1条は総論(書類作成全般)の他に各論(申請手続等の代行又は代理)の創設なくしては前進しないと確信します。

建設業許可申請について

金沢支部 江口 外治

昨年暮れ、建設業許可の申請に際して相談を受けたときですが、資格要件で実務経験が5年以上となっているのに本人は4年しかないので「これではだめだから来年申請とてはどうかと」言ったところ「私の同僚で代書人(行政書士のことと思う)に頼んで許可を取ったのに」と言うので、「私はその人は会社で何をしていたか」と聞くと「知らない」というので「その人は前の会社で1年以上管理者として経営経験を有しているのではないか」と言ったところ「わしにも前の会社に1年半も居たのだからそのようにしてくれ」と言うので私等行政書士はその様な偽りの書類を作成するわけにはいかないと断りましたが、

行政書士に頼めば何でも通ると思っている人が居ることをつくづく感じた次第です。

車庫証明業務も2月3月と多忙な時期を迎えます。会員の皆さん身体に気を付けて頑張りましょう。

業務歴18年に思う

金沢支部 藤井 速生

入会以来自分なりの勉強と苦労をしました。今から入会の人、現在考え方の方参考になれば幸いです。

(1)民法を徹底的心身共体得すること。

第一編総論第二財産と取引の法律第三編夫婦と親子の法律条文を丸暗記、利用と判例もかみくだき実務に利用されること。

(2)新聞、専門書の利用、書士会員の知識情報の交換協力すること。

(3)各種団体に加入し知名度を得ること。

(4)自己のピーアールにはローカル新聞各種業界機関誌に自分のすきな政治、経済、文学エッセイ等常に心がけ投稿すること。

(5)顧客に対し本人の専門とする特定業務に精通すること。

(6)消費者時代を認識し消費者の必要とする情報を速やかにこちらから総ゆる手段を通じて提供すること。

(7)顧客との人間関係にはよい指導者(リーダー)であると共に常に聞き役であることを常時心がけること。

参考 筆者業務歴・理事、業務委員長、綱紀委員長

主な業務・示談、各種契約書、社会労働保険、開発行為許可、農転、風俗営業許可申請、各種法人設立、遺産分割協議書、遺言書作成、建設業

関係申請一式
協力者・妻

雜詠

輪島支部 水元 霞

立冬や薄黒色の城下町

群雀刈田から刈田え渡りゆく

ナースセンターのみ灯して冬に入る

八ヶ寺の除夜の鐘なる港町

友の顔癖字でうかぶ賀状かな

枯菊にいまだ小さき花二つ

無心にて拍手うちたき初詣

事務始先ず清掃よりはじむ

どの船も大漁旗と松飾

寒椿活けて床の間ひきしまる

大寒前後

金沢支部 福田外喜二
着く雪の 外燈に煌めく 硝子窓

真向いの ビルに雲荒れ 雪氣配

滑るねと 軽きあいさつ 朝凍みつく

折紙に遊ぶや 窓に雪絶えず

永年の 賞受くる朝や 山に雪

駅舎移転 発表この朝 銀世界

涌く水の あふれに靴の 雪洗ふ

朝焼けに 黒き雲裂け 白い雪
 曜での さすがにこの朝 銀世界
 気温より 年令の加減かや 春炬燵

9月 8 日 理事会 20名出席
 9月 8 日 支部長会 3 名出席
 9月 13~14日 事務局長会議 1 名出席
 9月 17 日 業務指導部会 6 名出席
 9月 27 日 監察強調月間のため打合せ 5 名出席
 9月 29~30日 全国産業廃棄物関係担当者協議会 1 名出席
 10月 1 日 業務報酬額改正打合せ 4 名出席
 10月 2 日 業務研修会（七尾支部）16名出席
 10月 4 日 「行政書士110番」無料相談日 相談員 6 名
 10月 5 日 " 3 名
 10月 6 日 " 3 名
 10月 8 日 業務研修会（金沢支部）32名出席
 10月 14 日 全国研修会（前期） 2 名出席
 10月 16 日 " (小松支部) 11名出席
 10月 28~29日 全国農林建設担当者協議会 1 名出席
 11月 8 ~ 9 日 V A N 担当者協議会 1 名出席

広報部だより

日頃は、なにかと広報部にたいしてご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。特に、会報の発行に際しては沢山の投稿をいただき感謝しております。

今回も皆様方へ投稿の原稿用紙が配付されたかと思いますが、決して投稿を強制するものではありません。また、投稿していただきましても紙面の都合上掲載できない場合もございますのでご容赦下さい。

広報部では、行政書士を愛する会員の方々の熱い“声”をお待ちしております。

会務日誌

7月 16 日 小松支部研修会
 7月 22 日 会則変更申請（県へ文書提出） 2 名
 7月 24 日 広報部会
 7月 30 日 県庁へ会長、副会長挨拶
 7月 31 日 業務研修会 67名出席
 8月 3 日 石川県土業団体懇談会 3 名出席
 8月 25~26日 全国監察担当者協議会 1 名出席
 8月 30 日 報酬額改正のため打合せ 2 名出席
 9月 3 日 業務研修会（七尾、輪島、珠洲支部合同） 22名出席

11月 17~18日 全国研修会（後期） 3 名出席
 11月 24~26日 全国運輸交通担当者協議会 1 名出席
 11月 26 日 加賀支部研修会 10名出席
 12月 17 日 理事会、支部長会合同役員会 21名出席
 1月 7 日 役員会 8 名出席
 1月 12 日 広報部会 5 名出席
 1月 21 日 新年賀詞交歓会 3 名出席

会員の動き

《新入会員》

登録年月日	所属支部	氏名	事務所	電話番号
5. 11. 1	輪島	諸谷 貞雄	〒927-02 凤至郡穴水町大町ニの16番地	(0768)52-0800
6. 1. 4	七尾	高原 美己子	〒925 羽咋市南中央町キ106番地 9	(0767)22-0056

《退会者》

登録年月日	所属支部	氏名	退会事由
5. 10. 9	金沢	金丸 新一	死 亡
5. 11. 2	小松	西沢 聰	死 亡
5. 12. 18	金沢	荒井 栄松	所属会変更

《登録事項変更》

変更年月日	所属支部	氏名	変更事項	新住所・事務所	電話番号
5. 8. 1	金沢	原田 正志	所属会	〒929-03 河北郡津幡町字津幡=554番地 2	(0762)88-5352
5. 9. 29	金沢	重森 憲司	本籍・住所	〒924 松任市徳丸町81番地 9 (住所)	(0762)74-1114
5. 10. 29	金沢	香林 和子	住所・事務所	〒929-03 河北郡津幡町字太田ヤ5番地15 (住所)	(0762)88-4789
				〒920 金沢市南新保町46街区11番地 (事務所)	(0762)33-0007
5. 11. 6	金沢	大兼政 博	本籍・住所	〒921 石川郡野々市町大平寺1丁目82番地1 (住所・事務所)	(0762)46-7088
5. 12. 8	輪島	松野清七郎	事務所	〒928 輪島市二ツ屋町 6字69番地	(0768)22-6015

事務局からのお知らせ

会費納入について

本年度会費を納めておられない方は、至急
次の口座へ振り込んでください。

口座名 石川県行政書士会

口座番号 北國銀行本多町出張所

普通預金 30-008717
(事務局)

か。2、3日で心配した雪も溶け始めほつと一息といったところです。また細川内閣も政治改革法案が、ぎりぎりのところで成立しこちらもほつと一息。今年もまた波乱に満ちた幕開けのようです。

さて広報部も、やっと13号の編集に向かって滑り出しました。長い間お待たせしてすみませんでした。先日ある会合で、「会報をいつも楽しみにしています。毎回全部読んでいます。」とありがたいお言葉をいただき嬉しいと同時に励まされました。

今年も部員一同ご期待に添えるようがんばりたいと思いますので、会員の皆様のご協力

編集後記

久しぶりの大雪で交通網も混乱し、除雪に大忙しで仕事も中断したのではないでしょう

をお願いいたします。

最後になりましたが、去る2月2日、8期
31年近く石川県政を担われた中西陽一知事が
亡くなられました。ここに多年にわたる功績
に敬意を表し、また本会の発展に寄与された
ことに感謝申し上げ、心からごめい福をお祈
りいたします。 合掌 (S. M)



輪島市西保海岸の 岩海苔採り



表紙 会員 住所 輪島市二勢町37番地 八木史郎撮影

